

CLT等木材利用への支援（幅広い用途で活用可能）

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
JAS構造材の利用等	JAS構造材実証・転換実証支援事業	建築業者等	CLTの調達費又は14万円/m <sup>3</sup> の低い方（上限3,000万円） ※調整中	農林水産省 林野庁	（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
先駆性・普及性のあるCLT活用	CLTを活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：3/10以内 （特に普及性や先駆性が高いもの：1/2以内）		（公財）日本住宅・木材技術センター 03-5653-7662
非住宅・中高層建築物への木質建築資材の利用	都市における木材需要の拡大事業	建築業者	①耐火・準耐火建築物等：CLT 17万円/m <sup>3</sup> ②JAS構造材を利用する建築物：CLTの調達費又は14万円/m <sup>3</sup> の低い方 （①②とも、上限3,000万円）		（一社）全国木材組合連合会 03-6550-8540
先導的な木造建築	サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）	地方公共団体、民間等	調査・設計費の1/2、建設工事費の15%（または掛増し分の1/2）（上限5億円）	国土交通省 住宅局	（一社）木を活かす建築推進協議会 03-3588-1808
ZEB化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の2/3以内 （CLTを用いる事業について優先採択）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161
【R3補正】ZEB化に資する設備	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業	地方公共団体、民間等	工事費、設備費の2/3以内 （CLTを用いる事業について優先採択）	環境省 地球環境局	（一社）静岡県環境資源協会 054-266-4161

用途ごとの支援制度（CLT建築物にも活用可能）

施設の用途	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先	
地域材利用の公共建築	林業・木材産業成長産業化促進対策	地方公共団体、民間事業者等	木造化：建築工事費の15%以内（CLT等先進的技術を活用するもの1/2以内）	農林水産省 林野庁	林野庁林政部木材利用課 03-6744-2626 各都道府県林務部局	
公立小中学校等	公立学校施設整備費負担金	地方公共団体	新增築：1/2	文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 03-6734-2000	
公立幼稚園 <small>（幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園を含む。）</small>	学校施設環境改善交付金		改築、改修：1/3			新增築、改築、改修：1/3
私立大学、大学院等専修学校	私立学校施設整備費補助金		私立大学、大学院等：1/2以内 専修学校：1/2以内 等			私立大学、大学院等：1/2以内 専修学校：1/2以内 等
私立高等学校 等		私立高等学校等：1/3以内 等	私立高等学校等：1/3以内 等			大臣官房文教施設企画・防災部 計画課 03-6734-2300
国立大学等	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等	定額			大臣官房文教施設企画・防災部 計画課 03-6734-2300
私立幼稚園	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	学校法人	1/3以内等			初等中等教育局幼児教育課 03-6734-2714
認定こども園 <small>（公立施設を除く）</small>	認定こども園施設整備交付金	都道府県	施設整備費の1/2以内	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室 03-3595-2647		
保育所等	保育所等整備交付金	地方公共団体（小規模保育事業所に限る）、社会福祉法人等	施設整備費の1/2（新子育て安心プランに参加するなど要件を満たせば2/3）	子ども家庭局子育て支援課 施設調整等業務室 03-3595-2647		
介護施設	地域医療介護総合確保基金（介護分）	地方公共団体、民間事業者等	定額（施設種別により異なる） 地域密着型特別養護老人ホーム：1床当たり200～448万円、認知症高齢者グループホーム：1施設当たり1,500～3,360万円の範囲で都道府県が定める額	厚生労働省	各都道府県介護保険部局	
病院、医療施設	地域医療介護総合確保基金（医療分）	地方公共団体、医療法人等	都道府県において施設整備の補助率を決定	厚生労働省	各都道府県医療担当部局	
障害福祉施設等 <small>（公立施設を除く）</small>	社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4	厚生労働省	障害福祉施設：障害福祉課 03-3595-2528 保護施設：社会・援護局保護課 03-3595-2613	